

毎週火、金曜日発行（但休日には翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 市町村に交付すべき昭和三十四年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則
- ◇告示 鳥取県国有林管理員規則
国有保安林指定の解除予定
土地改良区役員の就任
豚コレラ予防注射
- ◇人委規則 職務の等級に分類される職に関する規則の一部改正
- ◇正誤 昭和三十四年十二月一日付鳥取県規則第四十七号中訂正

規則

市町村に交付すべき昭和三十四年分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十八号

市町村に交付すべき昭和三十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、地方団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する総埋府令（昭和三十四年総埋府令第四十七号。以下「令」という。）の定めるところに基き、市町村に交付すべき昭和三十四年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額等の算定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（市村民税の基準税額の算定方法）

第二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第三十八條第一項及び同法第三十八條の二第一項の規定により所得税を源泉徴収される者（以下本条において「

給与退職所得者」という。)に對する所得割にかかる市町村民税の基準税額は、知事が調査した当該市町村における給与退職所得者にかかる昭和三十三年分の源泉徴収所得税額のうち、昭和三十四年度分の所得割にかかる市町村民税の課税標準となるべきであつた額に〇、一七八七〇八を乗じて得た額とする。

2 法人税割にかかる市町村民税の基準税額は、当該市町村につき(イ)及び(ロ)によつて算定した額から(ハ)及び(ニ)によつて算定した額を加減して得た額とする。

(一) 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人分については、〇、〇六一三六八を乗じて得た額、昭和三十四年二月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に終了した事業

業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人分については、〇、〇五八七五五を乗じて得た額及び、昭和三十三年二月一日から昭和三十四年一月三十一日までの間に終了した事業年度分にかかる課税標準となるべき額の分割法人以外の法人(以下「その他の法人」という。)分については、〇、〇七五〇七五を乗じて得た額の合算額

(ロ) 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の規定によつて修正申告し又は更正若しくは決定を受けたものにかかる課税標準額につき、分割法人とその他の法人に区分し、次の期間に終了した事業年度の区分により、それぞれの率を乗じて得た額の合算額

事業年度	区分	
	分割法人	その他の法人
昭和二十九年三月三十一日以前に事業年度が終了したもの	〇、〇九五三五〇	1

昭和二十九年四月一日から昭和三十年六月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇五四四六二	〇、〇五二三〇一
昭和三十年七月一日から昭和三十年九月三十日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇一五六九〇	1
昭和三十年十月一日から昭和三十三年一月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	1	〇、〇四六九七七
昭和三十年十月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に事業年度が終了したもの	〇、〇三七一二六	1

昭和三十三年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうち分割法人にかかる基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額

四 昭和三十三年度地方交付税の算定に用いた法人税割のうちその他の法人にかかる基準税額の精算による過少算定額又は過大算定額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第三条 固定資産税の基準税額は、土地にかかる基準税額、家屋にかかる基準税額及び償却資産にかかる基準税額の合算額とする。

2 土地にかかる基準税額は、次の各号に定める方法に

よつて算定した額の合算額とする。

一 田、畑、宅地、山林、牧場及び原野については、次の第一号に定める方法によつて算定した額から第二号に定める方法によつて算定した額を控除して得た額に〇、〇〇九四〇八を乗じて得た額の合算額

(一) 当該市町村の土地の種類ごとの総価額の合算額

が、別表第一市町村別土地家屋総価表の当該市町村総価額と同額となるように、当該市町村の土地の種類ごとの平均価額(昭和三十四年度の固定資産(土地)にかかる平均価額の指示について

(昭和三十四年三月十一日受地第一二八号通達)

によつて知事が当該市町村長に通知した額)に当該市町村内の地積(昭和三十三年一月一日現在において土地課税台帳及び土地補充課税台帳に登録されるべきであつた土地の種類ごとの面積をいう。ただし、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三百四十八条及び地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十六号)による改正前の地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものを除く。)を乗じて算定した額(日本放送協会にかかる土地で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額については〇、五を乗じて得た額とする。)

(ロ) 当該市町村の土地の総価格から控除すべき額の合算額が、別表第二市町村別土地家屋総価格控除額表の当該市町村総価格控除額と同額となるように、「市町村税の課税状況等の調について」(昭和三十三年八月一日付受地第四六〇号通達)によ

つて知事が調査した当該市町村の「昭和三十三年度土地家屋の段階別納税義務者数及び課税標準額調」以下「課税標準額調」という。)中の土地課税標準額の「一万円をこえ二万円までのもの」にかかる額に一、〇〇四〇九六を乗じて得た額

二 その他の土地については、令第二十六条第二項第二号の規定によつて算定した額

3 家屋にかかる基準税額は、次の第一号に定める方法によつて算定した額から第二号に定める方法によつて算定した額を控除した額に〇、〇〇九四〇八を乗じて得た額とする。

一 当該市町村の家屋の総価格の合算額が別表第一市町村別土地家屋総価格表の当該市町村家屋総価格と同額となるように、当該市町村の家屋の平均価格(「昭和三十四年度の固定資産(家屋)にかかる平均価格の指示について(昭和三十四年三月十一日受地第一二七号通達)」によつて知事が当該市町村長に通知した額)に当該市町村内の家屋の床面積(昭和

三十四年度分の家屋の平均価格算出の基礎として用いられた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三百四十八条及び地方税法等の一部を改正する法律(昭和三十四年法律第七十六号)による改正前の地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課せられないものを除く。)を乗じて得た額(日本放送協会にかかる家屋で地方税法第三百四十九条の三第九項の規定に該当するものにかかる額については〇、五を乗じて得た額とする。)

二 当該市町村の家屋の総価格から控除すべき額の合算額が別表第二市町村別土地家屋総価格控除額表の当該市町村総価格控除額と同額となるように、当該市町村の「課税標準額調」中の家屋課税標準額の「一万円をこえ二万円までのもの」にかかる額と「二万円をこえ三万円までのもの」にかかる額との合算額に一、〇八九〇七を乗じて得た額

4 償却資産にかかる基準税額は、令第二十六条第四項の規定により大都市以外の市町村の基準税額の総額と

して自治庁長官から通知された額と同額となるように、次の各号に定める方法によつて市町村ごとに算定した額の合算額とする。

一 令第二十六条第四項第一号の(ロ)により自治庁長官から通知された額の二分の一の額と同額となるように、当該市町村における昭和二十九年事業所統計に基いて調査した令別表第十に定める産業分類ごとの、かつ、規模ごとの従業者数(国、県、市町村、これらの組合及び財産区の各事業所の従業者数、地方税法第三百四十八条の規定により非課税とされる償却資産を有する事業所における当該課税とされる償却資産にかかる従業者数(当該非課税とされる償却資産を有料で貸し付けている事業所の当該非課税とされる償却資産にかかる従業者数を除く。))同法第三百八十九条の規定により自治庁長官又は知事が評価してその価格等を配分する償却資産を有する事業所における当該償却資産にかかる従業者数及び知事が調査して自治庁長官に報告した基準評価額五千万円

以上の償却資産（以下「大規模資産」という。）を有する事業所の従業員数並びにその従業員が五人未満（放送業にあつては二人未満）である事業所の事業者数を除く。）にそれぞれ同表に定められた補正係数を乗じて得た数（整数未満は四捨五入する。）の合計数に二百二十四十九錢七厘を乗じて得た額

二 前号によつて算定した額の他の二分の一の額と同額となるように、当該市町村の償却資産課税台帳に登録された昭和三十四年度における償却資産の課税標準額の合算額（地方税法第三百五十一条の規定によつて固定資産税を課されないものにかかる額、同法第三百八十九条の規定にかかる配分額並びに令第二十六条第四項第一号【】及び四の船舶又は大規模資産にかかる額を除く。）に〇、〇〇三二六八九六三九を乗じて得た額

三 当該市町村について令第二十六条第四項第一号の【】及び四の方法によつて算定した額

（鉱産税の基準税額の算定方法）

第四条 鉱産税の基準税額は、令第三十条の規定によつて自治庁長官から通知された額と同額となるように、県が調査した当該市町村の前年中（砂鉱、マンガン鉱及び石炭については、前々年中）における鉱種別の生産量について、銅については〇、六〇六八〇を、砂鉱については一、七八二五二を、マンガンについては〇、五一九四八を、クローム鉱については一、〇七〇二七を、白けい石については〇、九七〇四二を、炉材けい石については〇、二三五六三を、石炭については一、〇〇をそれぞれ乗じて得た生産量に同条第一号の【】及び【】による山元価格又は山元価格を補正した額及び乗率をそれぞれ乗じて得た額とする。

（木材引取税の樹種別素材生産推定石数の算定方法）

第五条 木材引取税の樹種別素材生産推定石数は、令第三十一条の規定により、自治庁長官から通知された石数と等しくなるように、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十五条の規定による昭和三十三年年度の伐採届及び同法第十六条の規定による同年度の許可

申請に基く実行結果調による市町村ごとの樹種別素材生産石数と国有林における同年度の市町村ごとの樹種別素材生産石数との合計額（以下「県調査石数」とい

う。）にそれぞれ次表に定める率を乗じて得た石数とする。

樹 葉 広		樹 葉 針		区 分	乗 率	
他	そ	す	ま			坑木、パルプ用
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	坑木、パルプ用	ま	二、六二〇五八
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	す	一、八六六五七
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	ま	二、〇九五九二
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	す	二、〇六五七六
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	ま	〇、三六一九五
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	す	〇、八〇九三九
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	ま	〇、〇三三六九
その他用	坑木、パルプ用	す	ま	その他用	す	一、八一九一六

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の普通交付税について適用する。

別表第一 市町村別土地家屋総価格表

市町村名	田	畑	宅地	山林	原野	牧場	土地計	家屋
鳥米倉境市	1,548,156	155,099	1,547,297	72,872	15,638	3,339,082	4,380,125	
取子吉港	825,861	421,135	1,710,874	32,480	2,424	2,992,774	3,695,297	
計	1,153,627	186,115	566,723	83,699	39,109	2,029,273	2,473,318	
津国岩瀬郡	63,058	923,635	304,737	791	44	529,916	875,497	
府美部家	3,590,702	11,410	4,129,631	189,842	57,215	8,991,025	11,394,237	
岡原比椋瀬治頭高野谷	104,746	21,609	13,845	7,629	826	138,456	64,188	
比椋瀬治頭高野谷	373,984	44,187	33,151	36,091	6,375	471,210	162,821	
高野谷	417,436	44,187	88,509	22,086	5,912	578,130	443,292	
高野谷	102,539	22,990	14,250	10,055	2,295	152,139	88,856	
高野谷	414,295	31,515	63,970	19,637	1,700	531,117	270,053	
高野谷	197,622	30,218	30,924	29,663	3,031	291,458	148,975	
高野谷	381,773	57,492	64,519	24,296	5,044	533,124	266,296	
高野谷	126,638	20,488	22,138	16,903	4,370	190,537	109,822	
高野谷	130,978	18,068	19,882	10,203	2,106	181,217	78,439	
高野谷	111,848	22,163	41,360	16,761	2,519	194,651	217,312	
高野谷	116,022	15,061	28,766	8,142	502	168,193	121,420	
高野谷	64,778	20,600	12,269	8,325	223	106,195	77,129	
高野谷	260,450	16,829	66,815	24,578	3,488	374,190	315,583	
高野谷	40,331	36,234	24,991	13,704	1,067	116,327	132,084	
高野谷	249,949	71,114	52,321	24,246	1,910	399,540	250,051	
高野谷	289,274	31,081	49,920	31,294	6,062	407,631	344,254	
高野谷	235,382	13,618	28,962	15,714	7,135	300,841	139,400	
高野谷	236,770	86,503	37,941	8,297	964	370,475	178,129	
高野谷	242,397	131,216	71,070	13,137	1,818	459,638	293,516	

別表第二 市町村別土地家屋総価格控除額表

市町村名	田	畑	宅地	山林	原野	牧場	土地計	家屋
東赤西会岸	375,899	119,278	99,812	19,653	7,305	621,947	407,691	
伯耆伯見本	208,400	80,174	60,012	16,523	2,743	367,852	319,062	
仙津	334,952	28,547	49,040	36,628	5,557	454,724	184,133	
吉山和山	198,768	27,141	22,913	16,473	3,680	268,945	106,393	
山南	262,446	31,126	37,319	15,678	5,781	352,350	130,566	
日遊	153,691	33,629	31,392	13,411	1,283	233,406	124,070	
大名	49,435	20,572	39,293	252	11	109,363	457,548	
中	233,555	44,791	70,469	18,341	2,704	369,860	244,836	
日	382,515	40,298	57,638	16,023	4,047	500,521	203,919	
黒根	204,444	87,415	58,024	19,605	8,253	377,741	216,139	
江	231,315	71,337	39,688	17,566	8,272	368,178	174,456	
灘	498,166	30,801	65,820	67,059	20,672	683,242	323,321	
村	73,523	8,408	19,991	21,866	5,891	129,679	121,355	
計	115,680	12,483	35,661	26,055	4,009	193,858	153,172	
計	231,497	25,187	30,753	20,116	3,222	310,775	159,396	
計	309,196	37,336	47,039	28,623	14,459	436,703	194,085	
計	8,885,863	1,576,709	1,719,655	745,285	160,994	13,089,230	8,127,663	
計	12,476,565	2,500,344	5,849,286	935,127	218,209	21,980,255	19,521,900	

市町村名	田	地	家	屋	岩瀬郡船河	美部家岡原	町村計	家屋
鳥米倉境市	24,290	18,662	18,922	10,875	2,760	2,472	5,956	9,916
取子吉港	18,922	10,875	72,749	11,744	2,760	2,472	5,956	1,782
計	72,749	10,875	11,744	85,458	2,760	2,472	5,956	4,277
井	564	1,947	1,390	3,716	2,760	2,472	5,956	2,760
府	1,947				2,760	2,472	5,956	5,158
計					2,760	2,472	5,956	2,581
市					2,760	2,472	5,956	2,328
市					2,760	2,472	5,956	4,439
市					2,760	2,472	5,956	2,926
市					2,760	2,472	5,956	3,071
市					2,760	2,472	5,956	8,972
市					2,760	2,472	5,956	5,020
市					2,760	2,472	5,956	2,933
市					2,760	2,472	5,956	6,759

羽田三郎	北東赤西	会津信日	大谷中	黒根江	津	町	2,356	4,689
合	郷朝金	条桑信	信	見本	江	町	2,913	2,196
					山和山	町	3,245	3,999
					坂	町	3,768	8,653
					雨	町	3,294	4,402
					府	町	2,162	4,587
					口	町	4,549	4,566
						町	4,048	8,562
						町	3,368	4,800
						町	2,063	2,750
						町	1,898	2,059
						町	1,686	2,790
						町	2,010	2,359
						町	637	1,273
						町	2,385	3,699
						町	2,198	3,924
						町	4,043	6,647
						町	2,636	4,266
						町	6,072	7,942
						町	1,989	661
						町	2,036	1,709
						町	4,324	3,443
						町	2,626	2,910
						町	114,303	161,299
						計	187,052	246,757

鳥取県国有林管理員規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号

鳥取県国有林管理員規則

(設 置)

第一条 鳥取県国有林の適正な管理を行うため、鳥取県国有林管理員(以下「管理員」という。)を置く。

2 管理員は、四十人以内とする。

3 管理員は、非常勤とする。

(委 嘱)

第二条 管理員は、次の各号に該当するものとして山林事務所長が推薦した者のうちから知事が委嘱する。

一 住所が国有林に近接し、保護管理上利便を有するもの

二 造林事業に相当の経験と意欲を有するもの

三 信用が確実で、かつ、国有林の保護管理に専念することができるもの

(施行規定)

第三条 管理員の服務その他必要な事項は、別に知事が定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。
告 示

鳥取県告示第六百三十九号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十四年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 鳥取市上町字旧城山、同栗谷町字旧城山及び同東町字旧城山(次の図に示す部分に限る。)所在の森林(国有林)

指定の目的 土砂流出防備林

解除の理由 超短波無線の電波送信支障地、送電線敷地、道路敷地

申請者 認定

二 鳥取市伏野字石山ヶ鼻(次の図に示す部分に限る。)

所在の森林(国有林)

指定の目的 飛砂防備林

解除の理由 道路敷地

申請者 認定

「次の図」は省略しその図面を鳥取県経済部林務課に備え、昭和三十四年十二月四日から昭和三十五年一月五日まで一般の縦覧に供する。

鳥取県告示第六百四十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により、新田井手土地改良区から次のように役員が就任した旨届出があつた。

昭和三十四年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

就任した役員の氏名及び住所

監事 松尾 勇 西伯郡淀江町

昭和三十四年八月十日臨時総会において総選挙の結果

当選し、八月二十六日就任、任期二年

鳥取県告示第六百四十一号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により、豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十四年十二月四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚。ただし、生後四十日及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射の方法 豚コレラ予防液皮下注射

実施期日	実施区域	実施場所

十二月三日	倉吉市灘手	各豚舎巡回注射
"	" 上井	"
"	" 西郷	"
" 四日	東伯郡大栄町栄	"
"	倉吉市上北条	"
" 五日	東伯郡大栄町由良	"
"	北条町中北条	"
" 七日	大栄町由良	"
"	東伯町浦安	"
" 八日	" 八橋	"
" 九日	大栄町大誠	"
"	東伯町下郷	"
" 十日	北条町下北条	"
"	赤碕町成美	"
" 十一日	北条町下北条	"
"	赤碕町赤碕	"
" 十二日	中山町上、下中山	"
"	赤碕町安田	"

倉吉市高城

人事委員会規則

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十四年十二月四日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第十四号

職務の等級に分類される職に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級に分類される職に関する規則（昭和三十三年鳥取県人事委員会規則第八号の一部を次のように改正する。

別表第一行政職等級区分表中

土木出張所	所長	工務課長
土木出張所	所長	工務課長
災害復旧工務事務所長（鳥取倉吉）	工務課長	工務課長

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十四年十二月一日から適用する。

正 誤

昭和三十四年十二月一日付鳥取県規則第四十七号中誤りがあったので訂正する。	頁	段	行	誤	正
	1	下	8	臨時駐在所	災害復旧工務事務所
	2	上	9	"	"
	4	1	"	"	"